

公 募 公 告

当局が管理する、盛岡第2合同庁舎、盛岡地方法務局花巻支局庁舎、二戸合同庁舎及び盛岡地方法務局水沢支局庁舎の4庁舎（以下、「設置予定庁舎」という。）の指定する場所において、有償による使用許可を受け、福利厚生施設として清涼飲料水の自動販売機を設置し、その運営管理を行う者を募集します。応募しようとする者は、以下の要領により企画提案書を提出してください。

令和6年11月25日

法務省所管国有財産部局長
盛岡地方法務局長 佐々木 賢

1 公募に付する事項

(1) 件名

設置予定庁舎における使用許可（清涼飲料水の自動販売機設置及び維持管理運営業務一式）の相手方の選定

(2) 使用許可をする場所及び募集台数

別紙のとおり

(3) 募集者数 1者（社）

(4) 設置期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

2 募集の趣旨

職員、来庁者及び施設の利用者等の福利厚生を目的として、設置予定庁舎の指定する場所の使用許可を受け、清涼飲料水の自動販売機を設置し、その運営管理を行う者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、応募者から提出された企画提案書及び応募者の提示する国有財産使用料の金額（以下「提案使用料」という。）を総合的に評価することにより、相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、清涼飲料水の自動販売機を設置し販売する。

また、別紙において指定した場所には、ビン、缶、ペットボトル等の分別ゴミ箱を設置し、同ゴミ箱に投入されたゴミは回収しなければならない。

なお、企画提案書募集要領を参照すること。

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 国税、地方税及び労働保険料等公租公課を完納していること。

(3) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 後記5(2)により企画提案書を提出した者

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和6年1月25日(月)から令和6年12月13日(金)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

〒020-0045

岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

盛岡第2合同庁舎 4階

盛岡地方法務局会計課施設係 担当 二瓶

電話番号 019-624-1145 (直通)

電子メール kaikei_morioka@i.moj.go.jp

ウ 交付方法

上記イの交付場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、上記イの交付場所宛てに、送付先の住所・氏名を記載し、書留郵便料金の切手を貼付した封筒(レターパックプラス可)を郵送(書留郵便又は簡易書留郵便若しくはレターパックプラスに限る。)すること。

また、受領(郵送)する際に、受領者(担当者)の名刺を持参(同封)すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期限

令和7年1月17日(金)午後5時まで

イ 提出場所

上記(1)イの場所

ウ 提出方法

上記(1)イの場所に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送で書類を提出する場合は、書留郵便等の追跡可能な方法により提出期限必着で送付すること(郵便料不足のものは受け取らない。)

エ 提出部数 1部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限までに、持参又は電子メールにより提出し、電子メールにより提出したときは、電子メール送信後に電話で送達確認を必ず行うこと。

ア 提出期限
令和6年12月20日（金）午後5時まで

イ 提出場所
前記5(1)イの場所

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答方法
令和6年12月27日（金）までに郵送又は電子メールにより回答書を送付する。

イ その他
期限までに提出されなかった質問についての回答は行わない。
なお、質問の内容により公募の公平性を損なうおそれがあるときは、本件企画提案募集要領を受領した全員に対し、その質問内容及び回答を周知するものとする。
また、質問の内容によっては、公募手続の公平、公正性の確保の観点から回答できない場合がある。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、前記4に掲げる要件を満たすこと。

(2) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を満たす内容か審査した後、企画提案書の内容及び提案使用料を審査採点し、総合得点の最も高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

ただし、提案使用料が、盛岡地方法務局が定める国有財産使用料の最低価格（以下「最低使用料」とする。）に達しない場合は、当該応募者は非選定とする。

なお、総合得点の最も高い応募者が複数存在する場合には、提案使用料の高い方とする。

(4) いずれの応募者も提案使用料が最低使用料に達しない場合は、総合得点の高い応募者から順に、最低使用料の金額以上の提案金額が提示可能であるかの交渉を行う。

(5) (4)の手続によっても、いずれの応募者の提案使用料が最低使用料に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。

(6) 国有財産使用料の金額は、提案使用料に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

(7) 選定結果（再提案の場合を除く。）については、担当部署から各応募者に対して令和7年2月7日（金）までに連絡する。

8 自動販売器設置予定場所の現場調査について

自動販売機設置予定場所において、現地調査を希望する場合は、電話等適宜の方法で希望日時の2日前までに、会計課施設係宛てに連絡し、担当者の了承を得てから行うこと。

現場調査については、令和6年11月25日（月）から12月20日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、現場調査で発生した費用は、応募者の負担とする。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 施設事情等により、使用許可を取り消す場合がある。

使用許可をする場所及び募集台数

設置場所	設置可能面積及び高さ	ゴミ箱設置可能面積及び高さ	設置台数
岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎2階自動販売機コーナー	幅1.3m ×奥行き1.0m ×高さ1.9m (1.30㎡内)	0.60㎡内	2
同上 同 3階リフレッシュルーム	幅1.3m ×奥行き1.0m ×高さ1.9m (1.30㎡内)	0.65㎡内	1
同上 同 4階リフレッシュルーム	幅1.3m ×奥行き1.0m ×高さ1.9m (1.30㎡内)	0.65㎡内	1
同上 同 6階リフレッシュルーム	幅1.3m ×奥行き1.0m ×高さ1.9m (1.30㎡内)	0.65㎡内	1
岩手県花巻市不動町一丁目1番地1 盛岡地方務局花巻支局庁舎1階出入口	幅1.3m ×奥行き1.0m ×高さ1.9m (1.30㎡内)	幅0.35m ×奥行き0.4m ×高さ0.9m	1
岩手県二戸市石切所字荷渡6番地1 二戸合同庁舎1階自動販売機コーナー	幅1.3m ×奥行き1.0m ×高さ2.3m (1.30㎡内)	幅0.98m ×奥行き0.3m ×高さ1.35m	1
岩手県奥州市水沢字多賀97番地 盛岡地方務局水沢支局庁舎1階出入口	幅1.3m ×奥行き1.0m ×高さ1.9m (1.30㎡内)	幅0.35m ×奥行き0.4m ×高さ0.9m	1

注 盛岡第2合同庁舎について、搬出入用のエレベータ間口は、幅1.2m×奥行き2.0m×高さ2.1m（身障者用手すり有り）で、最大積載は1,350kgです。